

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和7年度第1回）について

令和7年9月5日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

（1）新規… 139件 （申請団体数：139市町村）

（2）変更… 81件 （申請団体数：2府県、79市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和7年9月5日現在で効力のある認定計画数は1,675計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回の認定により、令和7年9月5日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,667団体（46道府県、1,621市町村）となります。

区分	令和7年9月5日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合（①）（※）		（参考） 令和7年4月1日現在 （令和6年度第3回認定後） で効力のある認定計画を 有する団体数（②）	（参考） 増減（①－②）
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,621	95.6%	1,490	131
計	1,667	95.7%	1,536	131

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和7年度第2回の認定に向けた申請の受付は、令和7年9月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL: 03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和 7 年 9 月 5 日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	177	178	98.9%
青森県	1	36	37	90.0%
岩手県	1	31	32	93.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	24	25	96.0%
山形県	1	35	36	100.0%
福島県	1	49	50	83.1%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	25	26	100.0%
群馬県	1	35	36	100.0%
埼玉県	1	58	59	98.3%
千葉県	1	50	51	98.0%
東京都		19	19	65.5%
神奈川県	1	27	28	100.0%
新潟県	1	29	30	96.7%
富山県	1	15	16	100.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	17	18	100.0%
山梨県	1	26	27	96.3%
長野県	1	57	58	74.0%
岐阜県	1	41	42	97.6%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	52	53	96.3%
三重県	1	28	29	96.6%

	令和 7 年 9 月 5 日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	26	27	100.0%
大阪府	1	42	43	97.7%
兵庫県	1	41	42	100.0%
奈良県	1	37	38	94.9%
和歌山県	1	30	31	100.0%
鳥取県	1	19	20	100.0%
島根県	1	19	20	100.0%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	22	23	95.7%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	17	18	100.0%
愛媛県	1	20	21	100.0%
高知県	1	31	32	91.2%
福岡県	1	58	59	96.7%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	20	21	95.2%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	41	42	95.3%
沖縄県	1	37	38	90.2%
合計	46	1,621	1,667	95.6%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和7年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	紋別市、歌志内市、新篠津村、福島町、木古内町、森町、蘭越町、喜茂別町、岩内町、由仁町、浦臼町、北竜町、愛別町、和寒町、中川町、礼文町、利尻町、小清水町、陸別町、白糠町
青森県	平川市、今別町、蓬田村、深浦町、大鰐町、鶴田町
岩手県	二戸市、普代村
秋田県	湯沢市、小坂町、上小阿仁村、藤里町
山形県	大江町、三川町
福島県	下郷町、金山町、棚倉町、平田村、大熊町、葛尾村
茨城県	茨城町
栃木県	茂木町
群馬県	吉岡町、南牧村、草津町、東吾妻町、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町
埼玉県	滑川町
千葉県	東庄町、芝山町
東京都	福生市、檜原村
神奈川県	山北町
新潟県	出雲崎町、湯沢町、粟島浦村
福井県	池田町
長野県	佐久穂町、長和町、箕輪町、高森町、阿智村、下條村
岐阜県	下呂市、岐南町、神戸町
静岡県	東伊豆町、西伊豆町
愛知県	清須市
大阪府	田尻町
兵庫県	豊岡市、猪名川町、福崎町
奈良県	三宅町、曽爾村、河合町、十津川村、下北山村、東吉野村

和歌山県	印南町、日高川町
鳥取県	大山町、南部町
島根県	西ノ島町
岡山県	赤磐市、里庄町
広島県	三原市、大竹市、安芸太田町、大崎上島町
山口県	上関町、阿武町
徳島県	阿南市、吉野川市、三好市、那賀町、北島町
香川県	土庄町、小豆島町、直島町、綾川町、多度津町
愛媛県	砥部町
高知県	宿毛市、安田町、馬路村、芸西村、津野町、三原村、黒潮町
福岡県	福岡市、古賀市、須恵町、鞍手町、大任町、みやこ町
長崎県	東彼杵町、波佐見町
熊本県	合志市、玉東町、津奈木町
大分県	竹田市、九重町
宮崎県	西都市、国富町、高鍋町
鹿児島県	阿久根市、伊佐市、三島村、長島町、錦江町、屋久島町、宇検村、龍郷町、知名町、与論町

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和7年度第1回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	苫小牧市、共和町、仁木町、南富良野町、釧路町、浜中町、弟子屈町
青森県	八戸市、五戸町
岩手県	滝沢市、紫波町
山形県	山形市
福島県	田村市
茨城県	大洗町
群馬県	渋川市、甘楽町
埼玉県	熊谷市、行田市、羽生市
千葉県	流山市
東京都	稲城市
神奈川県	大和市、綾瀬市
新潟県	阿賀野市
富山県	高岡市
石川県	宝達志水町
福井県	敦賀市
長野県	伊那市、富士見町、原村、松川村
岐阜県	瑞穂市、下呂市、養老町、大野町、白川町、白川村
静岡県	牧之原市、東伊豆町
滋賀県	草津市、米原市
京都府	城陽市、向日市、八幡市、南丹市、伊根町
和歌山県	海南市、橋本市、御坊市、広川町、白浜町
鳥取県	日野町、美郷町

島根県	津和野町、海士町
岡山県	岡山県
広島県	三原市、安芸太田町
徳島県	徳島県、鳴門市、海陽町
愛媛県	西予市、松野町
高知県	香美市
福岡県	福岡市、太宰府市、広川町
長崎県	島原市、時津町
熊本県	阿蘇市、菊陽町、水上村
大分県	豊後高田市
宮崎県	西都市、高鍋町、新富町、都農町
鹿児島県	志布志市、天城町
沖縄県	石垣市

●個別的な計画(特定の事業を記載した計画)の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
大阪府四条畷市	市内小中学校の魅力ある教育環境整備をもとにした地方創生事業

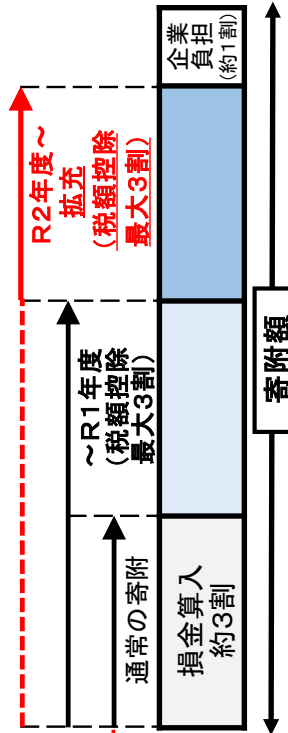
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

※ 令和7年度税制改正において、制度改善策を講じることを前提に、適用期限を3年間（令和9年度まで）延長

制度のポイント

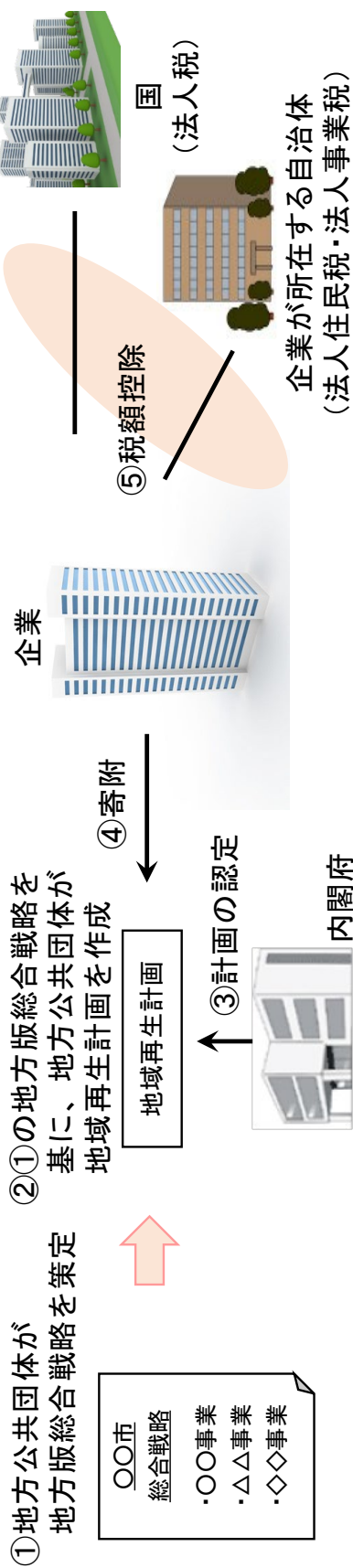
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません（QA等参照）
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,621市町村 (令和7年9月5日時点)